平成２１年（フ）第２４１０３号
東京都新宿区北新宿３丁目９番10号　久米マンション401、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区弥生町２丁目21番６号
破産者　有限会社東京理療サービス
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０４号
東京都新宿区北新宿３丁目９―10―401
破産者　安東久美子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０５号
東京都新宿区北新宿３丁目９―10―401
破産者　森實　英明
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１１２号
神奈川県横浜市青葉区すみよし台31―22
破産者　小堆　善道
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２８号
埼玉県久喜市栗原３丁目18―２　サンライズ久喜パートⅡ102
破産者　佐藤　哲浩
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１３３号
東京都青梅市仲町319―Ⅱ―1202
破産者　清水理枝子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１６４号
東京都板橋区相生町１―13―507
破産者　五十嵐智也
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１９３号
東京都練馬区大泉学園町５丁目17―31　学園コーポⅡ―207
破産者　早坂　晋吾
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９９号
東京都町田市鶴川４丁目37―９
破産者　鈴木　重一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２１号
東京都三鷹市井の頭５丁目３―30―102
破産者　大谷　　剛
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２５号
東京都練馬区練馬４丁目13―３　フラワーハイツⅡ103
破産者　下田　孝雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４２号
東京都中央区晴海１丁目８―７―414
破産者　村田　雄恒
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２２号
東京都江東区扇橋２丁目９―10―201
破産者　時松　直人
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２３号
東京都江東区扇橋２丁目９―10―201
破産者　時松　加奈
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５号
茨城県取手市藤代647―59―402
破産者　石井　雅樹
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６号
東京都府中市西原町４丁目27―３、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩６丁目50―13―203
破産者　星崎　史子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２号
岡山県岡山市中区西川原１丁目５―４―B―201
破産者　近清　真裕
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８号
東京都世田谷区三宿２―12―10―405、住民票上の住所東京都渋谷区鶯谷町12―３―102
破産者　深山美栄子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０８号
東京都世田谷区粕谷３丁目29―８―203
破産者　郡山　周明
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２６号
埼玉県三郷市彦成４丁目４―12―509
破産者　滝沢　国治（旧姓田口）
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３２号
北海道札幌市白石区北郷３条１丁目４―８―106
破産者　藤井　明希（旧姓真下）
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９号
神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目２―19
破産者　佐藤　梅男
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部